

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		保険会社等の異常危険準備金(消費生活協同組合等)
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税)(法人税:義)
		② 上記以外の税目	
3	内容		《制度の概要》 消費生活協同組合等が、各事業年度において責任準備金の積立てにあたり、火災共済等の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の一定割合(火災共済2.5%、自然災害共済15%)に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金の損金算入を認める。 この準備金は、積立後10年を経過した場合には、その「積立額」と[(異常危険準備金の金額+当期の積立額)-当年度正味収入掛金等×洗替保証率]のいずれか少ない金額を取り崩して益金に算入する。 《関係条項》 租税特別措置法第57条の5
4	担当部局		厚生労働省社会・援護局福祉基盤課消費生活協同組合業務室 厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和7年8月 分析対象期間:令和2年度～令和6年度
6	創設年度及び改正経緯		・昭和28年度 創設 ・昭和40年度 消費生活協同組合等及び生活衛生同業組合等に対して適用。 ・現在に至る。
7	適用期間		恒久措置
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 共済契約者を保護するために健全な運営を確保する。通常の危険率を超える損害が発生した場合でも、十分に異常危険準備金を積み立てることにより財務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確実に共済金を支払えることを目的とする。 《政策目的の根拠》 消費生活協同組合法は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図ることにより、国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的としている。 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(以下「生衛法」という。)は、公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与することを目的としている。 それぞれの法律において、責任準備金の積立てが義務づけられているが、責任準備金の一つである異常危険準備金については、同法

			施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険にそなえて計算した金額を積み立てなければならないこととしている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	(消費生活協同組合等) 基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協調を促し、地域共生社会を実現すること 施策目標1-2 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること (生活衛生同業組合等) 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標4 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標4-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	共済契約者を保護するために健全な運営を確保する。通常の危険率を超える損害が発生した場合でも、十分に異常危険準備金を積み立てることにより財務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確実に共済金を支払えることを目的とする。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	消費生活協同組合等が十分に異常危険準備金を積み立て、共済契約者である組合員に円滑かつ確実に共済金を支払うことで、契約者保護に寄与する。
9	有効性等	① 適用数	(消費生活協同組合等) 39 組合 ※ 火災共済又は自然災害共済を行う延べ組合数 (生活衛生同業組合等) 全国理容生活衛生同業組合連合会(47 組合) 【算定根拠】 ・消費生活協同組合等⇒消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会への調査 ・生活衛生同業組合等⇒生活衛生同業組合連合会への調査
		② 適用額	(消費生活協同組合等) 令和6年度 10,389 百万円 令和5年度 9,244 百万円 令和4年度 9,563 百万円 令和3年度 9,644 百万円 令和2年度 9,671 百万円

			(生活衛生同業組合等) 令和6年度 1.0 百万円 令和5年度 1.0 百万円 令和4年度 1.2 百万円 令和3年度 1.2 百万円 令和2年度 1.3 百万円
			【算定根拠】 ・消費生活協同組合等⇒消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会への調査 ・生活衛生同業組合等⇒生活衛生同業組合連合会への調査
	③	減収額	(消費生活協同組合等) 令和6年度 3,181 百万円 令和5年度 2,831 百万円 令和4年度 2,928 百万円 令和3年度 2,953 百万円 令和2年度 2,961 百万円 (生活衛生同業組合等) 令和6年度 0.3 百万円 令和5年度 0.3 百万円 令和4年度 0.4 百万円 令和3年度 0.4 百万円 令和2年度 0.4 百万円 【算定根拠】 当該年度の異常危険準備金積立額及び法人実効税率から単純に推計しており、積立金取崩による益金算入を考慮していない。 (租税特別措置調査結果より、厚生労働省において推計)
	④	効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 本措置により、毎年度、法定積立水準に基づき、異常危険準備金が積み立てられており、予想を超える損害発生時において共済金支払を円滑かつ確実にを行うための財務基盤が確保されている。 ○異常危険準備金積立残高 (消費生活協同組合等) 令和6年度 478,121 百万円 令和5年度 451,077 百万円 令和4年度 432,316 百万円 令和3年度 407,903 百万円 令和2年度 382,115 百万円 (生活衛生同業組合等) 令和6年度 20.6 百万円 令和5年度 22.0 百万円 令和4年度 23.5 百万円 令和3年度 24.6 百万円 令和2年度 26.0 百万円

				【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ・消費生活協同組合等⇒消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会への調査 ・生活衛生同業組合等⇒生活衛生同業組合連合会への調査 《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 ・消費生活協同組合等⇒消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会への調査 《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》			
			⑤	税収減を是認する理由等	本措置により、毎年度、法定積立水準に基づき異常危険準備金の積み立てが順調に行われている。 なお、巨大災害による共済金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間で見ると実質的には税収減とはならない。		
			10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本租税特別措置は、通常の危険率を超える損害が発生した場合でも、十分に異常危険準備金を積み立てることにより財務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確実に共済金を支払えることを目的としている。 異常危険準備金の積立時の税負担を軽減することで、異常災害の発生に備えるための適正な水準の準備金の積立てを促進する効果があることに加え、予算の範囲内で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高いことから政策目的を実現する手段として適切である。
				②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	異常危険準備金については、消費生活協同組合法及び生衛法に基づき、各事業年度の積立てに係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立てを行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。	
			③	地方公共団体が協力する相当性	全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。		
11	有識者の見解				—		
12	評価結果の反映の方向性				引き続き、本租税特別措置の実施により、適正な水準までの異常危険準備金の積立てを促進していく。		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期				令和2年8月		